

○ 無線機器型式検定規則別表第一号及び別表第二号の規定に基づくインマルサット船舶地球局等の無線設備の機器の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的條件を定める件（平成七年郵政省告示第六百五十七号）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>第一 インマルサット船舶地球局の無線設備の機器</p> <p>インマルサット船舶地球局の無線設備の機器</p> <p>1・2 (略)</p> <p>第二 (略)</p>	<p>第一 インマルサット船舶地球局の無線設備の機器</p> <p>一 インマルサット船舶地球局の無線設備の機器</p> <p>1・2 (略)</p> <p>二 インマルサットB型の無線設備の機器</p> <p>1 構造及び性能の条件</p> <p>告示第千二百二十七号第二の一及び二(二の四の(4)、(5)及び(6)の(4)並びに4を除く。)の条件に適合するものであること。</p> <p>2 機械的及び電気的條件</p> <p>告示第千二百二十七号第二の一(二の四の(4)、(5)及び(6)の(4)並びに4に限る。)の条件に適合するものであること。</p> <p>第二 (略)</p>

~~附 則~~

~~(施行期日)~~

~~1 この告示は、公布の日から施行する。~~

~~(経過措置)~~

~~2 この告示の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請しているインマルサットB型の無線設備については、この告示による改正後の規定にかかわらず、平成二十八年十二月三十一日までは、なお従前の例による。~~